

## 再審請求事件の審理期間(高裁・地裁・簡裁)

裁判所	区分 年次	既済 人員	受 理 か ら 終 局 ま で							平均 審理 期間 (月)	うち開 始決定 のあつ たもの (月)	
			1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	3年 以内			3年を 超える
高裁	平成29年	25	4	4	3	6	3	3	1	1	8.5	-
	30	22	4	5	3	5	2	1	2	-	6.2	-
	令和元年	34	7	4	2	6	4	4	5	2	12.3	-
	2	25	1	2	4	7	4	4	1	2	12.1	-
	3	29	1	9	2	9	4	3	-	1	7.2	-
地裁	平成29年	(2) 148	2	12	13	46	41	(2) 24	6	4	10.0	18.0
	30	(1) 163	9	16	16	49	46	14	10	(1) 3	8.8	60.0
	令和元年	147	8	12	5	42	49	20	3	8	10.8	-
	2	139	3	23	16	34	33	16	7	7	10.4	-
	3	165	17	18	25	42	27	18	11	7	9.7	-
簡裁	平成29年	(3) 24	(1) 2	(2) 6	7	5	4	-	-	-	3.6	1.2
	30	(2) 15	(2) 2	4	3	4	2	-	-	-	3.4	0.5
	令和元年	(4) 22	(2) 5	(1) 4	(1) 8	2	3	-	-	-	2.9	1.3
	2	16	1	1	5	5	3	1	-	-	5.1	-
	3	(1) 21	(1) 2	5	6	5	3	-	-	-	3.5	0.5

(注)1 実人員である。

2 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

3 ( )内は再審開始決定のあった人員で内数である。